

県が締結する契約に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本理念の実現を図るために県が取りまとめる事業者の取組）

第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約のうち、事前に企画の競争を行うものにおいて、条例第3条第2項各号に掲げる取組の推進に関する事項について、当該企画競争への参加の要件とし、又は契約の相手方の評価の基準として設定することができるものとする。

（被保険者の資格の取得に係る届出を要する者）

第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、受注者及び下請負者等のうち、同号に掲げる規定による届出をしなければならない者であって、同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をしなければならない者並びに同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をした者以外の者とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

県が締結する契約に関する条例の逐条説明（第6条及び第7条関係）

（基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等）

第6条 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。

（1） 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組

（2） 第3条第2項各号に掲げる取組（事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるもの¹その他規則で定めるもの²に限る。）を促進するための県の取組

【趣旨】

本条は、県が、労使関係団体や庁内関係部局等からの意見聴取結果等を踏まえて、県の契約制度を通じて実施する基本理念の実現を図るための取組を取りまとめ、その結果を県の契約制度に適切に反映することを規定するものである。

なお、県は、この取りまとめ結果について、第9条から第16条までに規定する岩手県契約審議会において審議を行うものである。

【解説】

- 1 「事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるもの」とは、事業者における第3条第2項各号に掲げる取組のうち、一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格要件とすることができる取組、総合評価一般競争入札の落札者決定基準として設定できる取組を意味する。

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 11

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第 167 条の 5 第 1 項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第 167 条の 10 の 2

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 「**その他規則で定めるもの**」とは、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格とすることができる取組に準じ、同様に、県が基本理念の実現を図るために取りまとめて促進する取組の対象について、規則で定めることができることとしたものである。

想定されるものとしては、随意契約において事前に企画の競争を行う場合に、第 3 条第 2 項各号に掲げる取組の推進に関する事項についての提案を企画競争への参加条件とすることができるものなどが想定されるものである。

(受注者及び下請負者等の法令遵守)

第 7 条 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第 9 条第 1 項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第 1 項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）¹をすること。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

(6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

【趣旨】

本条は、第3条第1項第3号に規定する労働者の適正な労働条件の確保を実現するために、受注者及び下請負者等に対して、労働関係法令の遵守を求めることを規定したものである。

県契約に関係する法令は当然遵守されなければならないものであるが、この条例では、特に次の観点から遵守すべき法令を選択し、本条において規定しているものである。

- ・ 労働者の労働条件の確保を図るうえで基本となる重要なものであって、
- ・ かつ、法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であるなど、条例の実効性が担保できるものであること

最低賃金法

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（最低賃金の減額の特例）

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- (2) 試の使用期間中の者
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- (4) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

労働基準法

（定義）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

健康保険法

（届出）

第48条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

厚生年金保険法

(届出)

第 27 条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

国民健康保険法

(届出等)

第 9 条 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

(準用規定)

第 22 条 第 9 条（第 12 項から第 14 項までを除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書について準用する。この場合において、同条第 1 項から第 9 項までの規定中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」と、「市町村」とあるのは「組合」と、同条第 10 項中「市町村は」とあるのは「組合は」と、「世帯主（第 3 項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第 88 条第 2 項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）」とあるのは「組合員（第 3 項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）」と、「世帯の世帯主」とあるのは「世帯の組合員」と、同条第 11 項中「市町村」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

国民年金法

(届出)

第 12 条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(保険関係の成立の届出等)

第 4 条の 2 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

雇用保険法

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主（徴収法第八条第一項 又は第二項 の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項 又は第二項 の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項 の委託を受けて同項 に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項 に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

【解説】

- 1 県契約による工事等の業務に従事する労働者について、皆保険、皆年金を図るため、健康保険及び厚生年金の対象者及び加入済の者を除き、国民健康保険及び国民年金への加入を図る必要がある。

「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）」とは、健康保険及び厚生年金の対象者等を除く国民健康保険法及び国民年金法による届出の遵守義務を課すべき具体的な者について、規則で定めることとしたものである。

◆受注者及び下請負者等の法令遵守について（条例第7条第2号、第3号及び第4号関係）

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	条例第7条各号の適用範囲		受注者等の届出義務	適用
法人	1人～	常用労働者	第2号 ^{*1} (健康保険法)	第3号 (厚生年金保険法)	○	条例
	—	役員等				
個人事業主	5人～	常用労働者	第2号 (健康保険・任意加入) (国民健康保険)	第3号 (厚生年金・任意加入) (国民年金)	○	
	1人～4人	常用労働者				
	—	個人事業主、 一人親方	第4号 (国民健康保険)	第4号 (国民年金)	△ ^{*3}	規則

※1 法人や常時5人以上の労働者を使用している個人事業主が、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合もある。

※2 届出義務者は、受注者及び下請負者等ではない（国民健康保険の被保険者の世帯主（国民健康保険組合加入の場合は、組合員）と国民年金の第1号被保険者本人）。

※3 受注者及び下請負者等は、国民健康保険の被保険者の世帯主（国民健康保険組合加入の場合は、組合員）である場合は、国民健康保険法の被保険者の資格取得の届出義務がある。また、国民年金の第1号被保険者である場合は、国民年金の被保険者の資格取得の届出義務がある。

県が締結する契約に関する条例施行規則（案）の説明

（趣旨）

第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

条例施行規則の策定趣旨を説明するものである。

（基本理念の実現を図るために県が取りまとめる事業者の取組）

第2条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約のうち、事前に企画の競争を行うものにおいて、条例第3条第2項各号に掲げる取組の推進に関する事項について、当該企画競争への参加の要件とし、又は契約の相手方の評価の基準として設定することができるものとする。

【趣旨】

基本理念の実現を図るために県が取りまとめる対象として、一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格要件とすることができる取組、総合評価一般競争入札の落札者決定基準として設定できる取組に加え、県が締結する随意契約のうち、事前に企画の競争を行うものにおいて、企画の競争への参加条件又は評価基準とされる取組を対象とすることで、より広い分野で県の契約の活用を図るため、本条を規定するものである。

（被保険者の資格の取得に係る届出を要する者）

第3条 条例第7条第4号の規則で定める者は、受注者及び下請負者等のうち、同号に掲げる規定による届出をしなければならない者であって、同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をしなければならない者並びに同条第2号及び第3号に掲げる規定による届出をした者以外の者とする。

【趣旨】

健康保険法及び厚生年金保険法が適用されない事業所は、任意加入した場合を除き、国民健康保険及び国民年金に個人で加入することとなることから、条例第7条第2号及び第3号の規定により健康保険法及び厚生年金法の届出義務を有する事業者及び任意加入した事業者以外の受注者及び下請負者等については、自らの分の国民健康保険及び国民年金の届出の遵守を図るため、条例第7条の対象とするものである。

具体的には、受注者及び下請負者である一人親方や個人経営の事業所の事業主のうち、被保険者の資格の届出義務のある世帯主又は国民健康保険組合の被保険者の資格の届出義務のある組合員が、条例第7条第4号による法令遵守の対象となるものである。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

条例第 6 条及び第 7 条の規定により規則で定めることとされたものを定め、当該規定に係る施行期日を、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものである。

【参考法令】

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(以下略)

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉

団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。